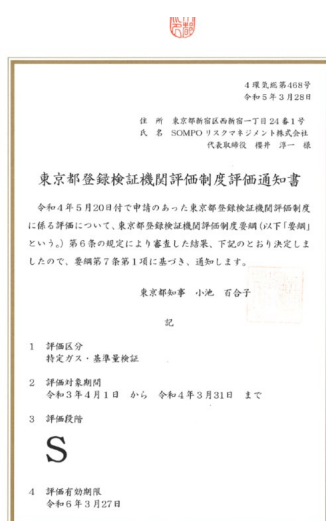




2023 年 3 月 31 日

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」の登録検証機関評価において 10 年連続で最高ランクの「S」評価を取得

SOMPOリスクマネジメント株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：桜井 淳一、以下「SOMPOリスク」）は、2023 年 3 月 28 日付で、東京都「総量削減義務と排出量取引制度（*1）」の「登録検証機関（*2）評価制度」において、2013 年度から 2022 年度の 10 年連続で最高の評価段階である「S」評価を取得しました。



現在、東京都に登録されている検証機関 23 社の中で、
10 年連続で「S」評価取得した検証機関は、
SOMPOリスクのみとなります。

■ 「2022 年度評価結果」（東京都環境局）

(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/authority_chief/hyouka/hyouka_kikka.html)

*1 年間のエネルギー使用量が 3 か年度連続して原油換算 1,500kL 以上となった大規模事業所へ温室効果ガス排出量の総量削減義務を課す制度（2010 年 4 月から開始）。

*2 所定の要件を満たし、東京都に登録された検証機関に限定されます。SOMPOリスクでは、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」の検証機関として、複数の区分に登録され、業務を実施しています。登録区分の詳細は、本ニュースリリースに添付の＜参考 3＞「SOMPOリスクの排出量取引検証業務の登録区分」をご参照ください。

1. 検証業務の品質向上のための SOMPOリスクの取組み

SOMPOリスクでは検証業務の品質向上のため、下記のような取組みを実施しています。

・事業者の検証への理解を深める取組みの実施

SOMPOリスクでは、検証計画書に東京都ガイドラインの主な改訂点や算定時の注意すべきポイントなどを説明する独自の内容を追加しています。検証への理解を深めていただくとともに、算定時の誤りに対象事業所自ら気づくことができる構成としています。

- ・ 検証業務に必要な情報の周知徹底及び教育訓練の充実

SOMPOリスクでは、年3回以上の社内研修会の開催を通じ、検証業務担当者・レビュー担当者の力量の維持・向上を図っています。

また、同社内研修会の場に留まらず、東京都環境局からの指摘事項・連絡事項、検証業務上の問題・疑問点の発生などの際には速やかな社内周知・情報共有を徹底しています。

- ・ 技術専門家等の配置の徹底

SOMPOリスクでは、一級建築士、エネルギー管理士等の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第六条の二第二項で定める技術管理者と同様の要件を満たす資格を有するものを技術専門家として選任し、検証先事業所の特性に応じ、検証業務に帯同する体制をとっています。

2. 今後の展開

SOMPOリスクでは、今後も品質の高い検証業務の提供を通じて、温室効果ガス排出量取引及び義務履行達成に関する透明性・公平性の確保、算定された排出量の正確性・信頼性確保に貢献いたします。

また、東京都登録検証機関としての検証業務で培った知見を活かした高品質な温室効果ガス算定支援コンサルティング及び第三者レビュー等を通じ、企業の気候変動対応の取組みを支援するとともに、持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

SOMPOリスクマネジメントについて

SOMPOリスクマネジメント株式会社は、損害保険ジャパン株式会社を中核とするSOMPOホールディングスのグループ会社です。「リスクマネジメント事業」「サイバーセキュリティ事業」「デジタル事業」を展開し、全社的リスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM・BCP）、サイバー攻撃対策などのソリューション・サービスを提供しています。

本件に関するお問い合わせ先

SOMPOリスクマネジメント株式会社 リスクマネジメント事業本部
サステナビリティ部 [担当：橋本・宮木・富田]
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL：03-6627-3954（直通）
E-mail：kankyo-ene@sompo-rc.co.jp

報道機関の方からのお問い合わせ先

SOMPOリスクマネジメント株式会社
営業企画部 [担当：野本]
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL：03-3349-3500

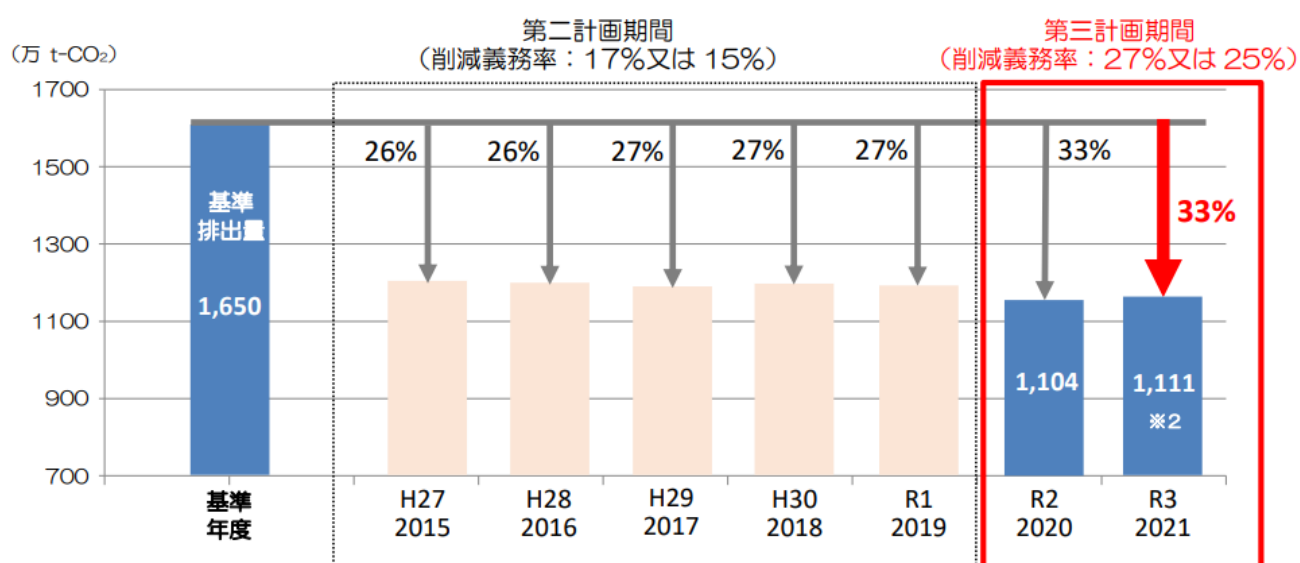
以上

<参考 1> 東京都「総量削減義務と排出量取引制度」の CO₂ 削減実績及び第四計画期間の方向性

2010 年 4 月から開始された東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」の対象事業所では、第一・第二計画期間は東京都の 2020 年目標（2000 年比 25%削減）からのバックキャスティングで削減義務率が設定されており、現在の第三計画期間は東京都の旧 2030 年目標（2000 年比 30%削減）からのバックキャスティングで削減義務率が設定されています。

第二計画期間最終年度の 2019 年度には対象事業所全体で基準年度比 27%の削減を達成し、全ての事業所が義務を履行しています。

■対象事業所の総 CO₂ 排出量の推移



※2 令和 5（2023）年 2 月 6 日時点の集計値（電気等の排出係数は第三計画期間の値で算定）

■CO₂ 排出量の増減要因の例

- （減要因）高効率機器・LED 照明等への更新、再生可能エネルギーの利用
- （増要因）一部事業所における営業時間の回復、通信インフラの需要増

出典：東京都，「【東京都 キャップ&トレード制度】第三計画期間 2 年度目においても対象事業所の排出量の大幅削減が継続」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/data/index.files/CapandTrade2021result.pdf（アクセス日 2023/3/29）

第四計画期間（2025 年度～）の削減義務率については現在検討が進められており、東京都全体の新たな 2030 年の産業・業務部門の目標（2000 年度比約 50%削減）からのバックキャスティングを前提としつつ、適切な削減義務率を設定していくとされています。

また、第四計画期間では電気の排出係数について、制度全体で固定の排出係数ではなく、実際に事業所で使用・購入した電気の排出係数（＝実排出係数）が用いられる方向で検討されています。

＜参考 2＞東京都登録検証機関評価制度の概要

2010 年 4 月から開始された東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」では、各事業者が算定した温室効果ガス排出量の正確性・信頼性を確保するため、登録検証機関による第三者検証が義務付けられています。

東京都では、2013 年度から検証機関自らの品質向上意欲を引き出し、総量削減義務と排出量取引制度に資するため、検証機関が実施した検証業務内容及び自ら実施した積極的な取組みに対し、評価を実施することになりました。

主な評価項目は、「検証結果の精度」「検証準備の充実」「事業者の検証への理解を深めるための取組」「管理部門主任者配置」他計 12 項目より 100 点満点での評価となります^(※3)。

評価段階は、80 点以上が「S」、70 点以上が「A」、60 点以上が「B」、60 点未満が「C」となっており、評価段階が「S」または「A」に該当した検証機関のみ東京都環境局のホームページで公表されます。

2020 年度の評価より、東京都が検証の質の向上を意識した見直しとして、「評価項目」及び「審査の基準及び内容」が一部変更となり、また、基礎項目 60 点、加点項目 40 点、計 100 点と配点方式が変更となっています。

また、東京都より新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた現地検証等の対応として、「3 密（密閉、密集、密接）の回避等に配慮した現地検証の実施」及び「“新しい現地検証”^(※4)の実施」が示され、2020 年度よりその取組状況が評価されることとなりました。

2021 年度では「S」評価取得企業が 6 社のところ、2022 年度では 5 社とほぼ横ばいとなっていることから、各社とも品質向上への取組みが継続され、正確性・信頼性へのニーズが高まっています。

*3 評価項目は、本ニュースリリースに添付の＜参考 4＞「評価対象項目一覧表」をご参照ください。

*4 情報通信技術（メール、電話、Web 会議等）を用いた検証

＜参考 3＞「S O M P O リスクの排出量取引検証業務の登録区分」

S O M P O リスクでは、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」の検証機関として、以下区分に登録され、業務を実施しています。

- ・「特定ガス・基準量（1号区分）」（登録日：2010年11月26日）
- ・「都内外削減量（2号区分）」（登録日：2010年11月26日）
- ・「優良事業所基準への適合（第一区分事業所）（5号区分）」（登録日：2010年8月5日）

また、S O M P O リスクは、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携し運用を進めている埼玉県の「目標設定型排出量取引制度^{（*5）}」の登録検証機関^{（*6）}として、以下区分に登録され、業務を実施しています。

- ・「目標設定ガス・基準量（1号区分）」（登録日：2011年5月31日）
- ・「県内外削減量（2号区分）」（登録日：2011年5月31日）
- ・「優良事業所基準への適合（第一区分事業所）（5号区分）」（登録日：2011年5月31日）

*5 年間のエネルギー使用量が3か年度連続して原油換算1,500kL以上となった大規模事業所へ温室効果ガス排出量の総量削減目標達成を課す制度（2011年4月から開始）。

*6 所定の要件を満たし、埼玉県に登録された検証機関に限定されます。

<参考 4> 「評価対象項目一覧表（*7）」

	評価対象項目	審査の基準及び内容
1)	検証結果の精度	検証結果報告書に重大な誤りが1件もないこと。
2)	検証準備の充実	実地調査の前に、検証対象事業所の概要情報を十分収集し、現場確認、ヒアリング等の調査を行っていること。
3)	燃料監視点の網羅性の確保	特定ガス検証ガイドラインに記載されている事項以外の有効と認められる視点で、検証対象事業所のエネルギーフロー等を作成し、燃料監視点の網羅性を確保していること。上記以外に、燃料監視点の網羅性を確保する独自の取組を実施している場合は加えて評価する。
4)	事業者の検証への理解を深める取組	現地検証の前に、検証の意義及び手法等について、独自に作成した資料を用いて事業者の説明していること。
5)	管理部門主任者配置	検証業務部門のほか、特定ガス・基準量検証の検証業務の管理及び精度の確保を行う部門（以下「管理・検証精度確保部門」という。）に1名以上の検証主任者を配置して検証結果の確認を行った上で、記録をしていること。
6)	内部監査の実施	内部監査を1年に1回以上実施していること。検証業務部門に対してだけではなく、管理・検証精度確保部門に対しても、少なくとも2年に1回監査を実施している場合は加えて評価する。
7)	都研修参加率	東京都が実施する検証主任者を対象とする研修への参加率が80%以上であること。
8)	検証業務に必要な情報の周知徹底及び教育訓練の充実	検証業務に必要な最新の情報を、評価申請機関内で対象者全員に周知していること。評価申請機関内で対象者全員に独自に企画した研修等の教育訓練を実施している場合は加えて評価する。
9)	情報公開	財務諸表等をインターネットの利用により公表していること。
10)	危機管理規程	評価申請機関における情報漏えい等の危機が発生した場合の対応を規定していること。上記の対応を網羅的に規定している場合は加えて評価する。
11)	その他検証精度を高めるための工夫	（1）から（10）までの項目に係る取組を除くほか、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の精度を高めるための自主的な取組を行っていること。
12)	他区分への登録	特定ガス・基準量以外の登録区分に登録及び検証主任者の設置をしていること。ただし、評価申請期間の最終日に休止している場合は除く。

*7 東京都登録検証機関評価制度要綱（平成31年3月15日改正）より一部抜粋。